

卒業の認定に関する方針（医療専門課程）

平成医療学園専門学校

平成医療学園専門学校 医療専門課程 では、卒業の認定に関する方針について、以下に定めます。

教育目標に掲げる『臨床力』と『人間力』を備えた医療人の育成」に基づき、各学科のカリキュラムを通じて以下の能力・資質を身に付け、かつ定められた修業年限および単位数を修得した学生に対し、卒業の認定を行い、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与します。

卒業認定の基準（要件）卒業の認定は、次の全ての条件を満たした者について「卒業判定会議」の審議を経て、教務会(学校長)が決定します。

- 修業年限の充足：各学科に定められた修業年限（3年以上）在学していること。
- 単 位 の 修 得：各学科の教育課程（講義・実技・臨床実習）を履修し、学則で定める卒業に必要な総授業時間数又は単位数を全て修得していること。
- 学修成果の合格：各科目の成績評価（定期試験、実技試験、レポート、実習評価等）において、シラバスに定める合格基準を達成していること。
- 諸義務の履行：学則に定める学納金（授業料、実習費等）および諸費用を完納していること。